

令和2年度 市民の声一覧(令和2年4月1日～令和2年9月30日)

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要(公表用)	回答(対応)内容の概要(公表用)	担当課
4月	健康・医療・衛生	妊婦への対応について	<p>20代妊婦です。妊婦という観点から、要望が2点あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報更新は即時 願います。 ・妊婦への対応について、情報発信してください。 <p>4月1日に厚生労働省から、妊婦中の女性の新型コロナ感染防止に向けた対策が出されたはずですが、それから1週間経ちました。</p> <p>高知市ではどのように対応されるかなど、市民への情報提供はいつになりますでしょうか。(マスクの配布の方法や時期など具体的に)</p> <p>特に高齢化の進む高知県では、今現在妊婦中の方は少ないのかもしれませんが、妊婦だけ優先して欲しいと申している訳ではないのですが、期待されているアビガン等の投与ができないとされている妊婦が、感染した場合についてみな同じ不安を抱えていることを、少しばかり想像していただければと思います。</p> <p>沢山の職員の方が、大変な申動いてくださっていると思います。</p> <p>せめて、ホームページなどで、市民に情報をもう少し早く開示していただけないものでしょうか。</p> <p>正しい情報が早く受け取れるということは、大きな安心感があります。</p> <p>県内の新たな感染者情報も、県外や他社の新聞(ネット記事)の方が、残念ながら早いです。</p> <p>高齢の方はネットの情報更新には対応できないと思われるかもしれませんが、若い世代が、ネットから得たものを、高齢の家族と共有することはできません。</p> <p>4月1日の要請を受けて、即座に妊婦への自県での対応をホームページに掲載されている他自治体のニュースを讀むと、どうしても高知市と比べてしまいました。</p> <p>結果として同じことをするにしても、情報発信の早さというのは肝心だと思います。</p> <p>人口の多さは関係なく、人口の少ない地域でもそのように迅速な対応をされている地域はあります。</p> <p>在宅が多くなり、これまで以上に情報を受け取るということが大切になります。</p> <p>市民は皆ホームページやネット、新聞、ニュースに目を凝らしています。</p> <p>何とぞ、ご理解いただけましたら幸いです。</p> <p>よろしく願い申し上げます。</p>	<p>妊婦中は特に体調管理に気を付ける必要があり、ご不安も大きい時期に十分な情報を提供することができず、申し訳ありませんでした。</p> <p>ご意見をいただきました対策の情報につきましては、至急ホームページに掲載させていただきます、情報更新を行っていくようにいたします。</p> <p>なお、マスクの配布につきましては、4月8日付けで毎月2枚の布マスクを妊婦さんに配布するようにと国から通知がありました。具体的な内容及び時期等は示されておりませんが、また具体的にお伝えできる内容が決まりましたら、お伝えさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	母子保健課
5月	健康・医療・衛生	口呼吸をしないよう呼び掛けてほしいことについて	<p>コロナウイルスの感染拡大が今も止まらず医療体制が切迫しています。医療崩壊を防ぐために何としても新規の感染者を減少させることが必須です。そのための方策として国民に口呼吸をしないようポスターやHP、CMなどで呼び掛けてほしいです。</p> <p>口呼吸をしていると空気が直接のどの中に入り込むため鼻呼吸に比べて数倍感染リスクがあります。逆に感染者が口呼吸をする場合でもウイルスがまかれる量は数倍になり周囲の感染リスクが高まります。日本人は大人が7割、子供が8割口呼吸をしていると言われてます。もし、日本人が全員口呼吸から鼻呼吸に変えれば感染ペースは格段に低くなると思います。お手数ですが、ご一考くださるようお願いいたします。</p>	<p>本市の保健所としては、基本的に、新型コロナウイルス感染症予防に効果があると厚生労働省が推奨しているものを、市民へ周知し、呼びかけています。</p> <p>鼻呼吸が健康増進のために効果があることは、最近、重要視されており、高知市内では、歯科保健の分野で保育園等を中心に「あいうべ体操」を普及しているところです。</p> <p>新型コロナウイルスの予防にも効果があるとのこと意見につきましては、厚生労働省からの周知依頼があれば対応させていただきますしたいと思います。</p>	地域保健課
5月	健康・医療・衛生	医療券が併用できない件について	<p>私は疾患持ちの子供が生まれ、県外の病院で出産、受診した者です。</p> <p>高知県の自立支援(育成)医療券と未熟児養育医療券を持っていましたが、県外の病院を受診したので自己負担が発生しました。</p> <p>そこで、助成金の還付をしていただこうと申請したのですが、結果的に2つの券は併用できず、金額の低い育成の助成が優先とのことでした。</p> <p>そのため、未熟児養育医療でまかなえるはずだった入院時食事療養費(合計9万ほど)は全額自己負担となりました。</p> <p>育成が優先されるのならば、未熟児養育医療を取得する意味はないのではないのでしょうか。</p> <p>ホームページや窓口で医療券をいただいた際には、2つの券が併用できない旨の説明はありませんでした。そのため、いざ申請する際に初めて説明を受け、不信感を抱いてしまいました。</p> <p>(要望)</p> <p>ホームページや、説明が記載された紙に「育成と養育の併用ができない」という注釈を大きく明記していただきたい。</p> <p>市役所の窓口では、併用できない旨、口頭での説明をいただきたい。</p> <p>(質問)</p> <p>2つの券が併用できない理由と、自己負担額の少ない育成医療が優先されるのはなぜか教えていただきたいです。</p> <p>コロナ禍で大変なお手数がかかりますがよろしく願い申し上げます。</p>	<p>いただきましたご意見につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>未熟児養育医療及び育成医療は、共に国(厚生労働省)の医療制度となっています。</p> <p>事務事業は、市町村で行っていますが、医療費用につきましては、未熟児養育医療及び育成医療ともに、国からの補助を受けて医療費の支出を行っています。</p> <p>未熟児養育医療制度では、入院時の食事療養費(標準負担額)も医療費助成の対象となっていますが、育成医療制度では、食事療養費の医療費助成はありません。</p> <p>そのため、1歳までのお子様で未熟児養育医療と育成医療が併用で適用となった場合、公費の適用優先順位により育成医療が優先となり、育成医療の有効期間中は、食事療養費が自己負担となってしまいます。</p> <p>育成医療の有効期間が過ぎましたら、未熟児養育医療の対象期間は、食事療養費が医療助成の対象となります。</p> <p>なお、今回ご要望がありました事項(併用ができない旨)は、ホームページに掲載するよう変更手続を進めています。</p> <p>また、今後は、窓口での制度説明もしっかりと行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解いただけますようお願い申し上げます。</p>	子育て給付課